

1 農林業経営体

【解説】

ここには、「農林業センサス農林業経営体調査」結果から、農林業経営体に関する統計を収録した。

1 調査の概要（2020年農林業センサス農林業経営体調査）

- (1) 調査対象
農林業経営体調査においては、農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。）を対象とした。
ただし、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成31年2月1日時点。以下「避難指示区域」という。）に全域が含まれる福島県大熊町及び双葉町については調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない。
- (2) 調査期日
令和2年2月1日現在
- (3) 調査方法
農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－統計調査員－調査対象の実施系統で行い、調査対象による自計調査又は面接調査の方法による。なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。
ただし、家畜伝染病の発生等により、統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能とした。

2 調査上の主な約束事項（用語の解説）

農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業 (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 ①露地野菜作付面積 15 a ②施設野菜栽培面積 350 m² ③果樹栽培面積 10 a ④露地花き栽培面積 10 a ⑤施設花き栽培面積 250 m² ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭 ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭 ⑧豚飼養頭数 15 頭 ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽 ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽 ⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。） (4) 農作業の受託の事業
--------	---

4 第1 農業の部

- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産したものに限る。）

個人経営体

農林業経営体のうち、個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化しているものは含まない。

団体経営体

農林業経営体のうち、個人経営体以外の経営体をいう。